

- 福島ロボットテストフィールド及び福島県浪江町滑走路周辺地域での5.8 GHz帯の円滑な利用を促進するため、新技術実装連携“絆”特区内で2025年度に提案主体が実施する調査の結果を踏まえ、特定実験試験局の使用可能地域の見直しについて検討し、2025年度中に所要の措置を講ずる。

規制改革の内容

現状

5.8GHz帯では、福島ロボットテストフィールド及び福島県浪江町滑走路（以下「福島RTF等」という。）並びにそれらの上空に限り、電波の送信出力制限等の一定の条件の下、特定実験試験局が使用可能である。

措置の検討

当該特定実験試験局の使用可能な地域に、福島RTF等の周辺地域及びその上空の追加を検討（総務省告示）。

効果

福島県の新技術実装連携“絆”特区における、平時の海岸・河川のインフラ点検、災害対応など地域のニーズに対応した、5.8GHz帯対応ドローンによる各種実証により、同周波数帯の利用実績となり、制度の標準化につながる。

規制改革の概要

提案主体による調査内容

- 専用のシミュレーターを使用した、5.8GHz帯対応ドローンの飛行による電波干渉の影響調査及び利用条件の整理
- 実機フライトによる干渉評価



措置内容

- 福島RTF等周辺地域及びその上空について、簡便かつ短期間で開設することが可能な特定実験試験局※の使用可能地域に追加を検討。

■位置図



特定実験試験局制度を活用した各種実証により、5.8GHz帯の利用実績を積み上げ、同周波数帯利用のドローンの社会実装につながる。

※ 総務大臣が予め公示する周波数等の範囲内で無線局を開設することにより、予備免許及び落成検査を省略する等、簡略化された手続で開設可能な実験試験局。